

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882



週休3日制を導入 アルバイトも容認

宅配大手のS社は、ドライバーに週休3日制を導入する。インターネット通販の急増で、宅配便業界では集配や集金も担うドライバーの不足が深刻化している。同社は、社員に多様な働き方を用意することで、ドライバーを確保する方針。1日8時間の労働時間を延長することができる「変形労働時間制」を活用し、1日10

時間勤務にする。1日当たりの勤務時間は、現行の週休2日制では8時間が基本であるのに対し、3日制では10時間。

週休3日制の場合、1日の勤務時間が長い分、残業時間は短くなり、週休2日制より残業代のコストは削減できる見込みだ。このため、休日はコンビニエンスストアでのアルバイト勤務など一定の兼業も認める。

「稼げるまちづくり」 取り組み事例集を公表

内閣府の地方創生推進事務局は、稼げるまちづくりの取り組み事例集「地域のチャレンジ100」を取りまとめた。「チャレンジ100」では、「空き店舗・古民家などを活

用した起業・移住促進」「伝統的な街並みを生かした集客拡大」「観光需要の取り込み」「地場産業」「健康長寿」「ユニティのにぎわいづくり」などの視点から北海道から沖縄まで各地の取り組みとして100事例を紹介している。

また、稼げるまちづくりを支援する関係府省庁の施策などを一覧にした「包括的政策パッケージ2017」も併せて取りまとめた。包括的政策パッケージでは、まちづくりのフローを示したほか、関係省庁の制度・支援措置、今後予定している制度改正や財政支援措置をまとめている。詳細は内閣府の地方創生推進事務局HP

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiki/seisaku_package/houdou.html

「社内マイル」ためて 商品や旅行券と交換

専門商社のA社は、売り上げ達成などで「社内マイル」をためれば、マイル獲得数に応じて商品や旅行券などと交換できる制度を始めた。

社内マイルは、社員のやる気を引き出すため、航空会社のマイレージサービスをモデルにしたもので、全社員を対象にした。

マイルは月次売上高の達成や業務改善提案など項目ごと支給され、商品や旅行券などと交換できる。このほか、急用でシフトが変わってもらった時など、お礼としても利用できる。成果を上げた部下に対し、上司がマイルを渡すなど、利用の仕方はさまざま。同社ではマイルを使える場面を増やすことで、社員のモチベーションの向上を図る狙い。

経常利益



企業の本業の利益を表す「営業利益」に、金融収支など毎期経常的に発生する営業外収支を加えた利益で、通常の企業活動により、直接的、間接的に得られる損益を計算したものの。企業の経営状態を最もよく表わす数値として重視される。

営業利益が本業の儲けであるのに対し、経常利益は会社の本業のほか、資産運用や借入れによる損益などを通算した会社の事業全体の儲けを示している。本業が順調でも、借入金の返済や利息負担が多いと少なくなる。営業利益+営業外収益-営業外費用で求められる。

「当期計上利益」と間違いやすいため「ケイツネ利益」と呼ぶこともある。



改正民法が成立 約款や連帯保証など

120年ぶり大幅見直し

契約ルールなどを定めた民法の債権関連規定（債権法）を見直す改正案が参院本会議で可決、成立しました。改正民法は、1896年（明治29年）の民法制定以来の大幅改正で、企業や消費者の契約ルールの新設や法定利率、連帯保証人制度など、改正は約200項目にも及びます。2020年をめどに施行される見通しです。そこで今号では、改正民法の中から主な項目を取り上げます。

■約款

「約款」とは、企業が不特定多数の契約者に示す契約条件です。インターネットの通信販売や保険の契約

●改正民法の主なポイント●

- ・取引条件を示した「約款」の規定を新設
- ・法定利率を年3%に引き下げ、変動制も導入
- ・連帯保証人の意思を公証人が確認
- ・売主の瑕疵（かし）担保責任の見直し
- ・職業別の未払金の時効を原則5年に統一

など、同じ契約内容を大量に締結するための契約条項を示す文書ですが、現在の民法には規定がありません。小さな文字で細かく書かれていたり、インターネットの別のページに記載されていたりするケースも多く、ほとんど読まれないのが実情で、トラブルの元になると指摘されています。

このため、改正民法には「約款」に基づいて契約することをあらかじめ表示したり、契約者と合意したりしていれば、内容を正しく理解していなくても有効だと明記する一方、契約者を保護するため、契約者の利益を一方的に侵害する内容は無効とする規定を新たに設けています。今回の改正により、解約や不良品

交換に応じないといった条項はもちろん、高額なキャンセル料、自社に過度に有利な免責規定などは見直す必要があります。

■法定利率

利息を支払う約束があるものの特に利率を定めていないときや、損害賠償の金額の算定などをする際に用いられる「法定利率」も見直されます。現在は、年5%ですが、市場の利率が1%を下回っている現状では、不公平感を招くおそれがあるため、改正民法では、年3%に引き下げたうえで、市場の利率と比べて一定の差が出た場合には、3年に1回、見直すとしています。

■連帯保証人

金融機関が中小企業に融資する際に求める、いわゆる「連帯保証人」についても、新たなルールが設けられます。実際に融資を受けた人が返済できなくなった場合、取引先や友人関係などに基づいて連帯保証人になっていった人が、突然、想定外の多額の借金の返済を求められ、生活破綻に追い込まれる例が後を絶たないためです。改正民法では、いわゆる「連帯保証人」をした人が自己破産などに追い込まれる事態を防ぐため、融資を受

けた企業の経営者や、議決権の過半数を持つ大株主などである場合を除いて、公証人が直接、「連帯保証人」をする意思を確認するよう求めています。

■瑕疵（かし）担保責任

購入した商品の種類や数が違っていたり、傷があるなど品質に問題があった場合、売主に求められる「瑕疵担保責任」についても見直しが行われました。

こうしたトラブルの場合、現行の民法で買主は、損害賠償請求や契約の解除を行えますが、今回の改正により、売主に対し、品質を回復するための修理の実施や代金の減額も求めることができるようになります。

■職業別の時効撤廃

未払い金の支払いについて職業によって分かれている時効の期間も見直します。現行の民法では、旅館の宿泊料や飲食店の料金のほか、肉体労働を行う人の報酬についての時効は1年です。一方、弁護士や公証人の報酬、塾や習い事の授業料では2年、医師や薬剤師の報酬などは3年となっています。こうしたルールは複雑なうえ、不公平だととして、職業別の規定はすべて廃止され、原則として5年に統一されます。



「事業性評価融資」とは 事業内容や可能性を評価

■決算書に表れない強み■

「事業性評価融資」とは、金融機関が融資を行う際、決算内容や担保に依存した融資ではなく、企業の事業内容や成長の可能性などに着目して融資を行うものです。企業の事業性ももちろん、将来性をも考慮したうえで融資が妥当かどうかを判断する制度で、金融庁も積極的に推進しています。そこで今回は「事業性評価融資」の概要について取り上げます。

金融機関は、借入の申し込みを受けた時には、決算書の内容や保証・担保の有無をもとに判断することが

一般的な融資
財務データと保証・担保の有無で融資の可否を決定

事業性評価融資
事業内容や成長の可能性等も評価して融資可否を決定

↓
事業の可能性や決算書には表れない企業の強み（優秀な人材・ノウハウ・技術・顧客資産・優良な仕入先・社外ネットワークなど）を評価に加えて判断

一般的です。ところが、そうした手法による融資では、成長力はあるものの、決算書の内容があまりよくない企業や不動産などの担保がない企業の場合、事業に必要な資金が調達できないことがあります。成長力のある企業や有望な事業計画を有する企業が必要な資金を得られず、事業を遂行できないとなると、日本経済にとってもマイナスです。そこで、金融庁は銀行や信用金庫などの金融機関に対して、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業内容や成長の可能性などを適切に評価し、融資や本業支援などを通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献することを求めています。

つまり、金融機関は企業に資金を融資するときに、財務データや業績だけで判断するのではなく、企業の事業内容や将来性、独自の強みなども評価基準に加えて判断するべきということです。

ただ、事業性の評価は、通常の審査に加えて実施するもので、事業性の評価結果のみで融資の可否を判断するものではありません。

■審査を受けるには■

事業性評価融資を受けるためにはどうすればよいかですが、金融機関に自社の強みや今後の事業展開の計画について、十分に知ってもらうことが重要です。

審査担当者は、財務諸表を読む力はあっても、企業の独自の強みなどを的確に評価し、市場を予測しながら将来性を判断するのは容易なことではありません。そこで、企業側から積極的に情報を開示し、審査担当者に理解してもらうことが、事業性評価の融資を実現させる重要なカギとなります。

そのためには、以下の項目を記載した事業計画書を作成し、金融機関に対して説明することが有効です。

- ・経営理念・経営ビジョン
- ・事業概要・沿革・実績

- ・自社の強みや課題
- ・外部環境分析（市場・顧客のニーズ、競合の状況など）
- ・今後の経営方針
- ・具体的な行動計画等
- ・数値計画（損益計画・投資計画・資金計画等）

また、具体的な事業性評価のアプローチについて、製造業を例に以下にあげてみます。

- ・何を作っているのか？
 - ・どこから仕入れ、どこへ売っているのか
 - ・どの程度（量）作っているのか
 - ・いくらで売っているのか
 - ・どのくらい儲かっているのか
 - ・過去にどのような経営判断を行ってきたのか
 - ・今後、会社をどのように経営していくか
 - ・競合先は
 - ・今後の見通しはどうか
- 事業性評価融資を受ける際には、決算書には表れない企業の強み（優秀な人材・ノウハウ・技術・顧客資産・優良な仕入先・社外ネットワークなど）などを融資判定の資料として「見える化」させる必要がありますが、これは企業にとっても自社の強みや可能性を緻密に分析する良い機会ともなります。



教育資金贈与に係る領収書の提出 インターネット経由でも可能に

平成25年4月1日から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税」制度が始まっています。

この制度は、直系尊属(祖父母等)から、30歳未満の孫などに教育資金を一括贈与した場合、1500万円(学校等以外に対して支払われる金銭は500万円)までを非課税とする制度です。

1500万円まで非課税となる教育資金とは、入学金、授業料、入園料、保育料、学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など、学校等に対して直接支払われるものをいいます。

一方、500万円まで非課税となる学校等以外の教育資金の具体例としては、学習塾、そろばん教室、スイミングスクール、野球チームでの指導、ピアノや絵画教室などが該当し、これら教育活動での指導の対価(月謝・謝礼・入会金など)として支払う費用や施設使用料、これらの活動で使用する物品の購入費用が対

象となります。

贈与された資金は、金融機関において受贈者名義の口座で管理し、この資金が教育資金として使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し保存します。

平成29年度税制改正では、この制度を適用する際に金融機関に提出する領収書等について、平成29年6月1日以降提出分から、書面に代えて電磁的記録での提出が可能となりました。これを受けて文部科学省では、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」を更新し、インターネットを利用した領収書等の提出方法を示しました。

更新されたQ&A(Q5-16)では、携帯電話のカメラ等で撮影された領収書データを送信する方法、インターネット上で発行された領収書データ、紙で発行された領収書等をスキャンしてPDFファイル化したものを送信する方法などが示されています。

7月の税務と労務

一 税 務 一

- ★所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- ★所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月18日
- ★固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- ★6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- ★5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…7月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
- ★11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半年分)
申告期限…7月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…7月31日

一 労 務 一

- ★労働保険の年度更新(7月10日まで)
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…7月31日

長時間労働を放置していると、生産性が低下し、企業の競争力も低下してしまいます。残業時間の削減に本気で取り組み、ワークライフバランスの実現を目指す時代が来ているようです。▼今や当たり前の週休2日制を日本で最初に採用したのは松下電器産業(現パナソニック)です。松下幸之助氏は、昭和40年、今から約50年前に、「海外企業との競争に勝つには生産性を飛躍的に向上させなくてはいけない」と、週休2日制の導入に踏み切りました。「1日は

1日休養、1日教養

しっかりと休むが、残りの1日は自分を高める時間にあてよ。1日休養、1日教養」と語っています。▼松下氏の決断の正しさは、その後の同社の躍進が証明されています。以降、他の企業や官公庁などでも導入が進み、日本人の働き方の転換点となりました。▼生産性を向上させるためには、残業時間や休みの日数という「時間」で考えるのではなく、「何をどれだけやれたか」という成果に焦点を当てる必要があります。量から質への転換が求められそうです。